

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第2編：動物、財物、所有権およびそれらの変動

第1章：動物と財物の種類

(前置き規定)

第333条 (2021年改正、2022年施行) 領得の目的である、または、領得の目的とすることができる、全ての物は動産または不動産とみなされる。また、動物も、法律に設定される制限をもって、領得の目的とすることができる。

第333条の2 (2021年改正、2022年施行) 動物は、感受性を与えられた生き物である。それらには、財物および物の法体制が、その性質またはその保護を目的とした規定と両立する限り、適用される。

2. 所有者、占有者またはある動物の上にかなる他の権利を持つ者は、その感受性を持つ生物の資格を尊重し、各々の種の性質に従ってその福祉を確かなものとし、また、本法典およびその他の現行規則に定められた制限を尊重して、その動物の上の権利および世話の義務を行使しなければならない。

3. ある傷ついた、または、遺棄された動物の治療および世話に当てられた費用を、その動物の所有者、または、場合によって、その世話を任された者に対する償還請求訴権の行使によってそれを支払った者は、(費用が)均衡する程度で、また、動物の経済的価値を超えていたときも、回復できる。

4. 愛玩動物への傷害が、その死亡またはその身体的または精神的健康の著しい減少を引き起こした場合は、その所有者もその動物と共同生活している者も、損害賠償に引き起こされた精神的損害の回復を含める権利を有する。

第1節：不動産

第334条 (2021年改正、2022年施行) (次のものは) 不動産である：

- ① 土地、建物、道路、土地に定着したあらゆる種類の建造物。
- ② 土地に結合している、または、ある不動産の構成部分である、樹木、植物、収穫前の果実。
- ③ しっかりとある不動産に結合されているもの全てで、壊さないで、または、損なわないで、それから分離できないもの。
- ④ 彫像、レリーフ、絵、または、その他の装飾物で、不動産の所有者が土地に永久に結合させることを意図して、建物または地所に設置したもの。
- ⑤ 機械、容器、道具、什器で、土地の所有者が建物または地所の中で実施される産業または開発のために当てられているもの、および、開発自体の必要を満たすために直接集められたもの。
- ⑥ (削除)
- ⑦ 土地の耕作に当てられた肥料で、使用される土地に置かれているもの。

⑧ 鉱山、石切り場およびぼた山で、その素材がその場所に結合されているもの。また、湧き水もしくは溜め水。

⑨ ドックと工作物。浮遊している場合でも、その目的および条件により、河川、湖沼または海岸の固定点に留まるようにされているもの。

⑩ 公共事業の行政利権、不動産上の地役権及びその他の物権。

2. 動物の飼養場、鳩舎、蜜蜂の巣箱、魚の池、または同様な養魚場は、所有者が、土地に結合させてそれらを保持する目的で、それらがその土地の一部を永久的に構成するように、それらを置いているとき、または、それらを保存しているとき、動物を感受性のある生物と考えることを、また、それらを保護する特別法を損なうことなく、不動産の制度に従う。

第2節：動産

第335条 前節に含まれていない領得可能物は動産とみなし、一般に、それに結合されている不動物を壊さない点から他の点へ移動できる物も動産とみなす。

第336条 ある者またはある家族に付与された、終身もしくは相続財産的年賦金は、それらがある不動産に物的担保を課さない場合、動産とみなされ、譲渡された *oficios*、公共サービスについての契約書、および、抵当権付き貸金を証する証券と権原証書も動産とみなされる。

第337条 動産には、消費物と非消費物がある。

前者にはその性質上消費されるのでなければ適切な使用ができない物が該当し、後者にはその他の物が該当する。

第3節：所属する者に応じての財物

第338条 財物は、公共財物または私有財物である。

第339条 公共財物には次の物がある：

① 国が建設した道路、運河、河川、激流の川、港湾および橋のような公共の用に供される財物、海岸、砂浜、入り江およびその他の類似物。

② 城壁、砦および国土防衛のためのその他の構造物のような、一般の用に供されていないが国に排他的に属し、ある公共サービスに、または、国富の形成に向けられている財物、並びに、その譲許が約定されていない間の鉱山。

第340条 前条に示される状況でない、国に属するその他の財物全部は、私有財物の性格を有する。

第341条 公共財物は、公衆利用または国土の防衛の必要に供されなくなると、国の所有財物の一部を形成する。

第342条 王室財産の財物にはその特別法が適用される。それで規定されていないものは、私的所有権について本法典が設定する一般規定による。

第343条 県および市町村の財物は、公共用財物と財産的財物に分類される。

第 344 条 県および市町村では、県または市町村の費用になる県道と市町村道、広場、街路、公共の泉と公水、通路および一般サービスの公共物は、公共用財物である。

県および市町村が所有するその他の財物全ては財産的財物で、特別法の規定を除くと、本法典の規定が適用される。

第 345 条 国、県および市町村の財産的財物の他に、私人に個別的または集合的に属する物は私有財物である。

(前 3 節に共通する規定)

第 346 条 (2021 年改正、2022 年施行) 法律の規定により、または、個人の意思表示により、“*cosas o bienes inmuebles*” (不動産) もしくは “*cosas o bienes muebles*” (動産) という表現が使用されるときは、第 1 節と第 2 節で列挙されているものは、それぞれ、その表現中に包含されているものとみなす。

単に “*muebles*” (動産) という語が使用されるときは、金銭、債権、手形、証券、宝石、科学的または芸術的収集品、書籍、メダル、武器、衣服、乗用馬または馬車の装具、穀物、果汁および商品は (その表現中に) 包含されないものとみなされる。また、主として部屋を造作または飾るためのものではない他の物も包含されない。但し、法律または個々の規定の文意から明白に反対の結果となる場合は除かれる。

第 347 条 動産または不動産に係わる売却、遺贈、贈与もしくは他の処分において、その占有または所有権がそれに付属するもの全部と移転されるとき、金銭、証券、債権および株式は、その書類が移転物の中にあっても、それらの証券および権利に移転効が及ぶとの意思が明白に証されていないと、移転の中に包含されているとはみなされない。